平成 24 年 6 月 28 日

各　位

会　社　名　株式会社　七十七銀行
代表者名　取締役頭取　氏家　照彦
（コード番号 8341 東証第一部・札証）
問合せ先　取締役総合企画部長 小林 英文
（TEL 022-267-1111）

取締役に対する株式報酬型ストックオプションの発行に関するお知らせ

当行は、平成 24 年 6 月 28 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条に基づき、当行の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集事項を定め、新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

取締役の報酬と当行株価との連動性を強め、株価上昇によるメリットのみならず下落リスクについても株主の皆様と共有することで、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲をより高めることを目的として、取締役に対する株式報酬型ストックオプションを発行するものであります。

２．新株予約権の発行要領

（１）新株予約権の名称

株式会社 七十七銀行　第 4 回　株式報酬型 新株予約権

（２）新株予約権の総数

4,989 個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

（３）新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当行取締役 16 名　　4,989 個

（４）新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。

なお、下記(14)に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当行が当

行普通株式につき、株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

（5）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（6）新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式およびB．からG．の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT}N(d_1) - e^{-rT}KN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{K}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}} \quad , \quad d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{T}$$

A．1株当たりのオプション価格 (C)

B．株価 (S)：平成24年7月27日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

C．行使価格 (K)：1円

D．予想残存期間 (T)：4年3ヵ月

E．ボラティリティ (σ)：4年3ヵ月（平成20年4月9日から平成24年7月27日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

F．無リスクの利子率 (r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

G．配当利回り (q)：直近年度の1株当たりの配当金÷上記B．で定める株価

H．標準正規分布の累積分布関数 $(N(\cdot))$

なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、会社法第246条第2項の規定に基づき、割当てを受ける者が、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。

（7）新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月28日から平成49年7月27日までとする。

（８）新株予約権の行使の条件

Ａ．新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。

Ｂ．当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から 30 日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記(12)に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

Ｃ．新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。

Ｄ．新株予約権者が、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役の地位を喪失した場合は、当該取締役に割り当てられた新株予約権の個数に本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数(1 ヵ月未満は 1 ヵ月とする)を乗じ、さらに 12 で除した個数についてのみ新株予約権を行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の個数については 1 個未満の端数は切り捨てとする。

Ｅ．新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または在任中の故意または過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合、当行取締役会の決議に基づいて新株予約権の権利の全部または一部を行使できないものとする。

Ｆ．新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。

Ｇ．その他の行使条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

（９）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

Ａ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

Ｂ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記Ａ．記載の資本金等増加限度額から上記Ａ．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得条項

Ａ．当行は、以下の①から⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合）は、当行取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

① 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当行が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案

③ 当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

④ 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

Ｂ．当行は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、当行取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。

(12) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

Ａ．交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

Ｂ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

Ｃ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(4)に準じて決定する。

Ｄ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記Ｃ．に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

Ｅ．新株予約権を行使することができる期間

(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

Ｆ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(9)に準じて決定する。

Ｇ．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

Ｈ．新株予約権の行使の条件

(8)に準じて決定する。

Ｉ．新株予約権の取得条項

(10)に準じて決定する。

(13) 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(14) 新株予約権を割り当てる日
平成 24 年 7 月 27 日（金）

以　上